発達障害と「少年犯罪」

塚 越 翔

目次

はじめに

- 1. 少年犯罪の現状
 - 1. 1 少年犯罪は増加しているのか
 - 1.2 近年の少年犯罪
 - 1. 2. 1 少年犯罪とマスメディア
 - 1. 2. 2 情報化社会の進展
 - 1.2.3 国際化の波
 - 1・2・4 享楽犯罪・逃避型犯罪の増加
- 2. 発達障害とは何か
 - 2. 1 発達障害の歴史
 - 2. 2 発達障害の種類
 - 2. 2. 1 知的障害について
 - 2. 2. 2 注意欠陥/多動性障害(ADHD)
 - 2. 2. 3 自閉症
 - 2. 2. 4 アスペルガー症候群
 - 2. 2. 5 学習障害(LD)
- 3. 神戸連続児童殺傷事件
 - 3. 1 事件の概要
 - 3.2 精神鑑定結果
 - 3.3 加害少年の生活環境
- 4. 発達障害児を「犯罪者」にさせる社会

おわりに

参考文献

はじめに

古くは1969年の永山則夫事件(当時19歳だった永山則夫・死刑囚が米軍基地から盗んだピストルを用いて、東京や北海道などでガードマンやタクシー運転手ら4人を相次いで射殺した事件)、しばらく時代を経て1997年の神戸連続児童殺傷事件(後述)、やや記憶に新しいところでは2004年の佐世保市同級生殺害事件(当時小学6年の女子児童が同級生の女児にカッターナイフで切りつけられ、出血多量で死亡した事件)。いずれも少年が引き起こした凶悪犯罪である。少年がこれほど凶悪な犯罪に手を染めるという事実に、人々は驚愕し、専門家は精神鑑定によって何らかの異常や障害を発見しようと努めた。永山則夫事件では鑑定の結果、加害少年はPTSDであることが認められた(「永山則夫100時間の告白〜封印された精神鑑定の真実〜」)。同じく、神戸連続児童殺傷事件ではADHD(その他にも様々な説が存在する)、佐世保市同級生殺害事件ではアスペルガー症候群と診断された。これらの障害は統括して「発達障害」と言われている。

この鑑定結果がマスメディアを通じて広まったことにより、「発達障害=犯罪を起こしやすい」と人々に認識されるようになってしまった。確かに、いずれの凶悪事件も精神鑑定の結果加害少年は発達障害と診断され、専門家による治療を必要としている。しかし、発達障害の少年は普通の(障害のない)少年に比べて本当に犯罪を引き起こしやすいのだろうか。そもそも、発達障害と少年犯罪に何らかの因果関係はあるのだろうか。もしかしたら、発達障害に対する社会の差別や偏見、誤解、さらにはマスメディアのセンセーショナルな報道により、そういった風潮が何の根拠もなく浸透しているだけかもしれない。「発達障害」そのものが原因で犯罪を引き起こすのではなく、障害を持つ彼らを取り囲む大人であり、地域であり、社会が大きな要因であるように思えてならない。

この論文を通して、発達障害児を「犯罪者」にさせてしまわない社会とはどのような社会なのかを構想する。1章では、『犯罪白書』のデータをもとに少年犯罪の現状、近年の傾向を探る。2章では、「発達障害」という障害について説明し、その種類や症状を紹介する。3章では、発達障害児が引き起こした凶悪犯罪の事例として、1997年に発生した神戸連続児童殺傷事件を取り上げる。その際、加害少年の精神鑑定結果・置かれていた環境などから、少年を凶悪な犯罪へと駆り立てた社会を究明していく。4章では、事件を通して明らかにされた犯罪へと繋がる可能性のある危険因子を特定し、発達障害児を「犯罪者」にさせてしまう社会を解明する。そして最終的には、彼らを犯罪者にさせないために私たちに何ができるのか、提案したい。

1. 少年犯罪の現状

1. 1 少年犯罪は増加しているのか

平成23年度版『犯罪白書』によると、少年による刑法犯の検挙人員の推移には、昭和26年の16万6433人をピークとする第一の波、39年の22万8830人をピークとする第二の

波、58年の31万7438人をピークとする第三の波という3つの大きな波が見られる。59年 以降は、平成7年まで減少傾向にあり、その後若干の増減を経て、16 年からは毎年減少し 続け、22 年は 12 万 7188 人(前年比 4.1%)であった。22 年の検挙人員は、人口比で見ると 第二の波があった昭和 39 年前後とおおむね同程度の水準にある(表 1-1)。このことから、 戦後少年犯罪には 3 つの大きな波が見られるものの、近年は減少傾向にあり、決して「少 年犯罪が増加している」わけではないことがわかる。年齢層別構成比を見ると、平成22年 における少年の構成比は 16.1%であり、元年の 52.9%に比べると大きく低下しているもの の、相対的になお高い割合を占めている。少年非行率は、16 歳頃にピークを迎え、年齢が 高くなるにつれ低下している(表 1-2)。一般刑法犯の検挙人員の罪名別構成比を年齢層別 に見ると、いずれの年齢層においても窃盗の構成比が最も高いが、年齢が上がるにつれて その構成比は低下している。また、中間少年(16,17歳)以降では、傷害、暴行、詐欺や「そ の他」の構成比が上昇するなど犯罪傾向が多様化している。一般刑法犯の主要罪名につい て少年の検挙人員の人口比の推移(平成元年以降)を見ると、強盗、傷害、暴行及び窃盗は、 他の年代(若年者:25才未満・以上の別)に比べて少年人口比が一貫して高く、次いで25歳 未満の若年者の順である。窃盗においては、少年人口比が一貫して突出しており、25 歳未 満の若年者と比べても際立っている。しかし、殺人や詐欺に関しては少年人口比が低く、 若年者の割合が高い。

少年の薬物犯罪においては、昭和 47 年に毒劇法(毒物および劇物取締法)が改正されてシンナーの乱用行為等が犯罪とされて以後、同法違反が圧倒的多数を占めてきた。しかしその犯罪少年の送致人員は 57 年のピーク(2 万 9254 人)後平成 5 年前後に激減し、それ以降も減少を続け、22 年は 264 人(前年比 43.3%)であった。検挙人員は覚せい剤取締法違反が最も多いが、割合で見ると大麻取締法違反が 7.4%と高い。薬物犯罪についても、少年によるものが増加しているとは言えない。

交通犯罪においては、少年による道路交通法違反事件について、告知事件の件数及び送致事件の取締件数の推移(平成元年以降)を見ると、いずれも減少傾向である。平成22年は、それぞれ25万8464件(前年比8.8%減)、3万2444件(同8.5%減)で過去最低を記録した。警察庁の統計によると、送致事件では無免許運転の構成比が29.4%と最も高く、成人(5.5%)と比べても著しく高い。暴走族に関しては、構成員数は昭和57年の4万2510人をピークとして減少傾向にあり、平成22年は4863人であった。構成員に占める少年の割合は昭和61年をピークとして低下傾向にあったが、平成19年以降上昇している。他方、グループ数は元年頃から増加傾向にあったが、14年をピークとして減少に転じ、22年は462であった。グループの規模は近年小規模化傾向がうかがえ、22年は30人未満のものが全体の98.7%であった。交通犯罪についても、やはり昔に比べて減少傾向にあることが読み取れる。

以上より、「少年犯罪は増加・凶悪化傾向にある」と多くの人々が抱く認識には、何一つ根拠が存在していないことがわかる。『犯罪白書』のデータに基づくとむしろ昔の方が犯罪数は多く、近年は減少傾向にある。では、なぜこのような認識が広まってしまったのか。それは、マスメディアの報道による影響が非常に大きいと言える。昔ほど少年による犯罪が頻発しなくなったからこそ、たまに発生した凶悪犯罪を過度にセンセーショナルに報道するのである。その結果、人々は誇大に作り上げられた報道内容を見聞きすることで、「少

年犯罪の増加・凶悪化」という印象を抱くようになったのだろう。つまり、わが国の少年による凶悪犯罪の事例は、数が多いから報道されるのではなく、数が少なくて珍しいからこそこれほどまでに大きく報道されるのだと考えられる。

1. 2 近年の少年犯罪の傾向

1. 2. 1 少年犯罪とマスメディア

我々が少年犯罪についての情報を得る際、真っ先にテレビ番組による報道を候補にあげるのではないだろうか。テレビは言うまでもなく常に視聴率を気にしている。そのため、趣向を凝らした番組を制作し、視聴者を惹きつけるための努力をしているのである。インパクトの強い放送内容にするために、例えばセンセーショナルな要素を強めて情緒や感情に訴えたり、必ずしも重要とはいえない細部を強調して新規性を出そうとしたり、迫力のある画面を提示するために工夫をしたりする。マスメディアは、しばしば取り上げられた出来事を人々の共通な話題としたり、注目されるべきトピックとしたりすることは確かである。それが放送される際、できるだけ興味が持たれて関心を惹きつけるように伝達するという特性を備えているため、放送される対象は魅力的なものとして提示されることになる。すなわち、取り上げること自体によってそのことが価値を帯びるのである。

そういったマスメディアによって自分の行為が報道・放送されることを望み、社会的注目を集めることを望む少年たちが現れる。自分の行動によって人々が驚愕したり社会が翻弄されたりする様子を見て、自分の影響力の大きさを確認し、肥大化した自己のアイデンティティを確認する。マスメディアの関心を惹くような行動を起こせば、大きく取り上げられ、日本の隅々まで自己の存在が伝えられ、センセーショナルな反応を引き起こすことができる。

マスメディアを通じて放送されたり報道されたりすることによって、人は他者に自分の行動を知らしめるとともに、他者の目に映ったと思われる自己の姿を見ることによって自己の存在が他者の意識に刻印されたことを確認することができる。マスメディアを巻き込むことによって、見知らぬ多数の人々に伝達されたであろう自己の行動を見たり聞いたりすることを通じて、人は自己の影響力の大きさと拡大した自己の能力に陶酔することさえもできる。犯罪を行っている現場において他者をコントロール下に置いているのであれば、マスメディアを通じて支配者となっている自分を確認することは、さらに支配欲求を満足させるものであろう。何よりもマスメディアによって大きく取り上げられるほどの事件を起こしたことによって、自分の行為が社会に認知され、歴史に名を残し、自己が無名の大衆の一人から人々に知られた人物となる。すなわち、同世代の若者に自己をアピールすることができるのである(鮎川 2001:157-160)。

神戸連続児童殺傷事件の後、それが最も端的に表れたのが2000年5月に起きたバスジャック事件だった。高校を中退し家庭内で激しく暴れるため、精神病院へ入院していた17歳の少年は、外泊許可を得た折に、刃渡り30センチの包丁を運転手に突きつけて佐賀発福岡行きのバスを乗っ取り、乗客を人質として東京へ向かわせた。少年は車内で、途中で逃亡した乗客があったことから見せしめとして女性の首を切りつけ失血死させた。15時間後広島県のサービスエリアで警察の特殊部隊によって逮捕された。バスジャックの少年は、神

戸連続児童殺傷事件の加害少年に崇拝の念を抱いていたばかりでなく、前日に愛知県豊川市で自分と同年齢の高校3年生が67歳の主婦を金槌で殺害した事件の報道を聞き、連帯意識を感じるとともに、「先を越された」と思ったという。少年は事件の前にそれを予告する挑戦状を警察に送っていた。少年は、逮捕後の取調べでも「見返してやりたかった」「世間に注目されたかった。目立ちたかった」と供述している(鮎川 2001:159-160)。逮捕された後も、少年は自分が起こした事件がどのように報道されているのかをしきりに気にしていた。自ら社会的注目を集めるために、あるいはそのことを意識して事件を起こす少年。報道された彼らの犯罪は一つのモデルとなり、時として英雄視されることによって模倣の対象となるのである。

1. 2. 2 情報化社会の進展

少年を取り巻く環境は急速に変化している。彼らに最も大きな影響を与えているのが情報化、そしてその象徴としての携帯電話である。携帯電話の普及によって、子どもたちの世界の自立性が高まり、親は子どもの友人関係を把握できなくなった。思春期になり、子どもが自分の殻の中、あるいは自分と同世代の友だちとの世界に閉じこもってしまい、親子の会話が途絶えてしまえば、子どもが何を考え何をしているのか全く見当さえつかない。そして、友人との連絡がいつでもどこでも取れるようになった子どもたちは、身体的な移動についてもより自由を享受できる。携帯電話を持っているからいつでも連絡が取れると言って親を安心させ、あるいは親自身がそのように考え、子どもが夜遅くまで外で遊んでいても気にしなくなったり、さらに外泊についても強くは禁止できなくなったりする。子どもはもはや親の監視下、監督下にはいないのである。

携帯電話は少年犯罪の様々な場面でも活躍する。最も強力な武器となるのは麻薬取引である。売り手と買い手とが匿名性を保持し、自由に移動して取引を行うことができる。薬物と金銭とを顔を合わせて手渡しで交換するという必要がなくなった。情報化の進展は大人と子どもとの境界を取り払い、子どもたちにとってアクセスするのが困難だった世界と接触することを可能にし、詳細な情報の享受を可能にする。インターネットでは犯罪、薬物、自殺などに詳しいホームページが開設されていたり、わいせつ画像をはじめとして性的な情報が満載された商売目的のホームページが存在したりしており、それらへの子どもたちのアクセスを規制するのは難しい。また、少年たちが逸脱的ではないかと不安を持っていたような場合でも、インターネットを通じて「仲間」を容易に見つけることができる。孤立することなく、不安感を解消する意識の共同体が形成され、いわゆる「おたく」的な世界にスムーズに没入することができるのである。

テレビゲーム、コンピュータゲームが犯罪を誘発する場合ももちろんある。しばしば言われるように、バーチャルリアリティと現実との区別がつかないということも起こり得るだろう。ゲームと同じ感覚で人を殴ったり、蹴り上げたりすれば、相手は実際にはひとたまりもなく命を失う可能性が高い。もちろんゲームのように息を吹き返すこともない。しかし、逆にバーチャルリアリティと現実との区別がつかないのではなく、現実を確かめてみたい、現実の手応えを体験したいという欲求もまた現れるのではないだろうか。自己の成長のためには犠牲を厭わない。最終目的を達成するために自己に課せられた課題を解決していく。ゲームの主人公の姿がそこに読み取れる、とすることは必ずしも不可能ではな

いように思われる。少年犯罪には、その環境としても、またその遂行においても、様々に情報化社会の進展が影響しているように思われる(鮎川 2001:162-169)。

1. 2. 3 国際化の波

近年、少年犯罪に最も憂慮される国際化の影響は、やはり「薬物」である。以前であれば輸出物や輸入物の内容のチェックを税関で頻繁に行うことができたが、その量的拡大の前に不可能になっている。その間隙をぬって、日本で禁止されている薬物の密輸入が様々な形態で行われている。特に覚せい剤は、一度に大量に密輸入されるようになって、年間の押収量の増加も著しい。暴力団関係者が密売人であった時代は、暴力団の周辺にいる成人が主要な購買者であったが、近年密輸入された覚せい剤は、在日外国人らによって身元確認が不要なプリペイド式の携帯電話などを使用して少年に売られるようになった。覚せい剤に代表される薬物は、在日外国人が密売人となって駅前や繁華街で売られており、少年たちが容易に入手できる機会は激増した。さらに、言うまでもなく薬物犯罪はいわゆる「被害者なき犯罪」である。販売する側は金銭を手に入れ、購入する側は自分に快楽をもたらしてくれる薬物を手に入れることができる。両者とも利益を得て満足しているため、警察に通報することはありえない。警察による捜査と検挙は別のルートを使って行われ、困難を極め、検挙された薬物事犯者は氷山の一角に過ぎないと言われている。

国際化によって、海外の状況も容易に伝わるようになった。インターネットなどを通じて薬物効果に関する情報が伝達されるとともに、日本と全く異なる対応をとっている海外の状況が紹介されることによって、日本で大麻を覚せい剤と同様に厳しく取り締まっている法律の根拠が掘り崩される可能性が高い。覚せい剤の使用中、あるいは使用をやめた後のフラッシュバックの影響下で、殺人をはじめとする悲惨な事件が頻発している。少年によるこうした犯罪を未然に防ぐためにも、覚せい剤の不使用を徹底する必要がある。また、覚せい剤をはじめとする薬物が、在日外国人によって駅前や繁華街などで少年たちに販売されている状況は、早急に改善されなければならない。

大量の外国人少年が日本に流入していることも、国際化の波による近年の少年犯罪の大きな特徴である。少年たちは日本の学校への就学義務はなく、また本国できちんとした教育を受けずに日本に来る少年たちも多い。そうした不就学状態で学習のレベルも低くとどまったままの外国人少年が今後も増加することが懸念される。他方、わが国では日本語と日本の文化を学ぶ必要が少なくなり、同胞集団を形成して、日本人との交流の機会も必然的に少なくなる一方である。その結果、日本での社会規範や生活のルールについて十分に理解することができず、葛藤を経験することになる。とりわけ職場では日本語能力がないと書類一つ満足に書くことが困難であるため、いつまでも単純労働にとどまらざるを得ず、所得も相対的に低いままである。さらに職場の同僚とのコミュニケーションも円滑に行えず、その結果フラストレーションを募らせることになる。国際化が進展することで、これら日本文化への不適応を起こした来日外国人少年たちによる逸脱行動、犯罪や非行が今後取り組まなければならない課題となるだろう(鮎川 2001:169-175)。

1. 2. 4 享楽犯罪・逃避型犯罪の増加

かつては強盗、窃盗といった貧困からくる犯罪が多かった。それが高度経済成長期を経

て現代に至る犯罪は「遊び犯罪」が主体になっている。家庭も貧困家庭ではなく中流であり、いわゆる普通の家庭の子どもが多い。また、かつては両親が揃っていないなどの家庭の混乱から発生したものだが、現在はむしろ中流で、両親もきちんと揃っている普通の家庭というところに特徴がある。犯罪の内容としては、高度経済成長期あたりから性犯罪、暴走族、シンナー、覚せい剤遊びがクローズアップされ、遊び犯罪としてのニュアンスが一層大きくなっている。万引きや性非行などは「おもしろいから」「退屈だから」という理由で手を染めてしまう。それが高じると、おもしろいから暴行を加える、殺人をするというところまで発展してしまうのが現代社会のありふれた様相である。

また、現代の少年犯罪は「遊び犯罪」と同時に「逃避型犯罪」とも言える。激しい学歴社会からドロップアウトしたい、あるいは家庭での厳しい締めつけから逃れたいという、逃避型の傾向も顕著である。少年犯罪は中学生、高校生が主体となっているが、その中でも高校中退者の犯罪が多い。学歴競争の激化、社会の変動の激しさ、遊び仲間の喪失、父権の失墜などは少年犯罪の増加、低年齢化と無関係ではない。また、彼らの将来の可能性は中学の段階ですでにある程度の予測ができてしまうところにも大きな問題がある。中学校で自分の人生が予測できるということになると、ドロップアウトした少年たちはその過酷な判定に負けて生きるという大きなハンディを負うことになるからである。一度ドロップアウトすると「敗者復活」は非常に難しいと言えるだろう(町沢 1997: 24-25)。

以上が少年犯罪の現状である。近年、「少年犯罪の増加・凶悪化」が叫ばれると同時に、加害少年の精神鑑定結果が報道され、障害と犯罪との関連についての研究が進められている。精神鑑定の結果導き出される障害としては、ADHDやアスペルガー症候群などが有名である。これらは総じて「発達障害」と呼ばれている。そこで2章では発達障害について述べ、その代表的な症状を紹介する。

2. 発達障害とは何か

2. 1 発達障害の歴史

1960 年代に、子供の精神的な発達についての関心が高まるにつれて、精神医学における子どもの分類体系を整備しようという機運が起こってきた。1978 年に成立した世界保健機関(WHO)による「国際疾病分類第九版」(ICD-9)の診断基準は、子どもの時期のほとんどの精神障害をカバーした初めての体系であった。だが発達障害との関連では、「特殊な発達障害」とのグループ名が使われてはいたものの、その内容は現在の学習障害(後述)に相当する診断カテゴリーのみであった。

「発達障害」という言葉が使われ始めたのは、1970 年に制定されたアメリカ公法である「発達障害法」からである。この年に成立した法律が、知的障害および神経疾患を発達障害と呼び始めた。その後発達障害の範囲は拡大し、自閉症、難読症、その他の身体疾患までをも含むようになった。続いて、1984 年に改正された法律では、発達障害を以下のように定義している。

- A 重い慢性の機能障害が、精神または身体の障害によって起こっていること。
- B 22 歳までに発症すること。
- C それがずっと続くこと。
- D 以下のうち、3つ以上の領域で大きな制限があること。①セルフケア、②言葉、③学習、④移動、⑤自己管理、⑥独立した生活能力、⑦経済的自給。
- E ケア・治療・サービスへのニーズがあること。 (高岡 2007; 12-13)

1980年に完成したアメリカ精神医学会による「診断と統計マニュアル第三版」(DSM-Ⅲ)では、「通常、幼児期、小児期または青年期に明確になる障害」の大項目が設けられ、発達障害に固有な障害のあることを明確にさせた。これは子どもの精神医学の診断分類上、画期的なことであった。これらの障害は、主に障害が認められる領域にしたがって、①知的、②行動的(明白な)、③情緒的、④身体的、⑤発達的、の五つに下位分類された。

発達障害の用語そのものが分類体系の中に登場するのは、1987 年のDSM - Ⅲ - Rまで 待たねばならない。そこでは次のように発達障害が定義されている。

「このグループの障害の本質的な性質は、主たる障害が認知、言語、運動、または社会的技能の獲得において存在することである。この障害は、精神遅滞でのような全体的な遅れ、特異的発達障害でのように特定の領域の技能獲得において遅れあるいは進歩しないこと、あるいは広汎性発達障害でのように正常な発達の質的な歪みが、多くの領域に存在することを含む。発達障害の経過は、慢性の傾向があり、障害のいくつかの特徴は安定した形で(寛解または悪化の時期がなく)成人期まで持続する。しかし、多くの軽症型では、適応あるいは完全な回復が生じうる。」(太田 2006:3-4)

1994年に改定されたDSM-IVでは、グループ名である発達障害の項目は消え、精神遅滞、広汎性発達障害、学習障害などは、「通常、幼児期、小児期または青年期に初めて診断される障害」の大項目の中に割り振られている。なお、2000年よりDSM-IV-TRが用いられているが、DSM-IVにおける説明文章に変更が加えられているものの、診断基準はほとんど変わっていない。

国際疾病分類第 10 版(ICD-10)では、心理的発達障害のグループを設けている。すなわち、①常に乳児期か児童期の発症、②中枢神経系の生物学的成熟に強く関係する機能の発達の障害あるいは遅れ、③多くの精神障害を特徴づける傾向のある軽快や再発のない安定した経過、の3つの特徴により定義されるグループを「心理的発達障害」としている。このグループに属する障害として特異的発達障害と広汎性発達障害とを挙げている。子どもの精神医学の立場からみると、発達障害は、子どもの時期に起こる障害であり、精神遅滞、自閉症を代表とする広汎性発達障害、特異的発達障害あるいは学習障害を中心とし、さらにADHDなどまでに広げられる。中枢神経系の障害の強い方へ範囲を広げた場合、てんかん、脳性麻痺、視覚・聴覚などの感覚障害などを含むことになる。また、中枢神経系の障害の少ないあるいは認められない方向へ範囲を広げると、不登校をはじめとする子供の情緒障害までもが含まれるということができる。

2. 2 発達障害の種類

2. 2. 1 知的障害について

発達障害の代表として、「自閉症」が挙げられる。自閉症については後述するが、その概念は知的障害から分岐したものであると言われている。そこで発達障害の理解を深めるために、まずは知的障害とは何か、ということについて簡単に説明する。

「知的障害」とは、文部科学省ホームページ「主な発達障害の定義について」によると「記憶、推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態」を指す。知的障害は古くから生理群と病理群に分ける考え方が採用されている。前者は原因がはっきりしない知的障害で、比較的軽度である。後者は出生時の脳内出血や遺伝性疾患など、原因が明らかな知的障害で、重度の場合が多い。しかし、近年ではこのような分け方(「2 グループ」アプローチ)ではなく、多因子アプローチが主流になりつつある。多因子とは、以下の 4 つである。第一に、前述したような出生時の脳内出血や遺伝性疾患などの、生物学的因子である。第二に、貧困などの社会的因子である。第三に、親の薬物使用や虐待などの行動的因子である。第四に、不適切な育児や障害児教育サービスなどの教育的因子である(高岡 2007:22-23)。知的障害を有する人の約半数は、2 つ以上の因子を持っている。また、同じ要因を有する人でも、他の因子の結果として、しばしば機能に大きな差がある。

知的障害には、とりわけ思春期以降になると、様々な精神症状や精神疾患の併存が認められるようになる。代表例としては、うつ病や統合失調症などである。知的障害に伴ううつ病は、軽症遅滞ないし中等症遅滞の場合に認められやすい。なお、知的障害者のうつ病においては、症状が行動の形をとりやすいことが知られている。このほか、しばしば知的障害には、他の様々な発達障害が合併する。これらについては後述する。

2. 2. 2 注意欠陥/多動性障害(ADHD)

文部科学省ホームページ「主な発達障害の定義について」によると、注意欠陥/多動性障害(ADHD: Attention Deficit Hyperactivity Disorder)とは「年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの」である。ICD-10では、「早期に発症し、認知の関与を必要とするような活動を持続できず、一つの活動を終わりまで成し遂げることなく次々に別のことに移り、まとまらず、統制を欠いた過動を伴う」ことを特徴としている。不注意、過活動、衝動性が6ヶ月以上持続し、発症が7歳以前で、家庭、学校、診察室などのうち2箇所以上で出現することが必要である。原因ははっきり究明されていないが、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

ADHDの特徴としては、以下の4つである。第一に、ムーブメント(movement)。言うまでもなく「多動」という意味である。ただし、いつでもどこでも多動でなければADHDとは呼ばない。また、多動は歳を重ねるごとにその分だけ必ず軽くなるため、逆に歳とともに多動がひどくなるようなら、ADHDではない。多動は、離席などの移動性の多動と手足をモジモジさせるなどの非移動性の多動に分けられる。第二に、オーガニゼーション(organization)。この言葉は「段取り」と訳される。すなわち、準備が不得意というこ

とを意味する。第三に、アテンション (attention)。注意が集中しないという意味である。特定の好きな遊びには比較的集中できるが、それほど興味が湧かない時には、短い時間で気持ちがそれてしまう。第四に、トーカティブ (talkative)。つまりおしゃべりということである。以上4つの頭文字をとって「MOAT」がADHDの主症状である (高岡 2007:69 -70)。

この障害を持つ子どもは、知的水準の著名な低下は認められないが、学業成績はこれに 比べて低く、科目間の偏位も大きいのが普通である。学校では、能力があるのに努力を怠 る子どもとされ、先生から叱られる対象になることもある。多動は成長するにつれて目立 たなくなるが、注意集中・持続力の欠如は続き、忘れ物・不注意の多さ、指示された際の 学習効果のなさ、知的レベルと学業成績の解離などが著明であるため、周囲からは、素直 でない、怠惰であるなどの評価を受け、自己評価が低下したり、衝動性が亢進したりする ことがある。同年齢児の気持ちを思いやることは苦手なことが多く、良好な友人関係の成 立が難しい。小学校高学年以上では集団に入るのが難しくなり、特別視されてからかいや いじめの対象となることもある。

2. 2. 3 自閉症

「自閉症」の初めての報告は、1943 年にアメリカの児童精神科医レオ・カナーによって行われたが、翌年の1944年には小児科医ハンス・アスペルガーが、カナーが報告したものよりも軽度の言葉の遅れのない自閉症の子どもを見つけて「自閉的精神病質」と診断した。アスペルガーが定義した自閉的精神病質の症例は高機能自閉症(広汎性発達障害)と解釈されるようになっていき、現在のアスペルガー症候群の診断基準へとつながってゆく。

イギリスの精神科医ローナ・ウィングは自閉症の特徴として以下の「3 つ組」を示してい る。第一に、社会性の障害(対人関係の障害)である。他者との相互的な人間関係や母親と の愛着関係を築くことが苦手で、相手の感情や思いに配慮する共感能力がほとんど欠如し ている。他者に全く興味や関心を示さないか、一方的な感情や欲求を押し付けるコミュニ ケーションしかできないなどの社会性の障害を示し、社会環境において自閉的な孤独に陥 りやすい。第二に、言語的コミュニケーションの障害である。言語発達の遅れや失語を見 せて、他者との言語的コミュニケーションが不可能になったり困難になったりする。自閉 症によく見られるコミュニケーションとして、相手の発話した単語をそのまま繰り返す「オ ウム返し」や、相手の感情や意図を無視して一方的に質問し続ける「疑問文による要請」 などがある。第三に、こだわり行動への固執性である。いつも同じ遊びだけを機械的に繰 り返したり、物を規則正しく並べ続けたりして飽きることがない。毎日同じ行動を繰り返 す常同行動・反復行動が顕著に見られ、自己刺激行動への固執が見られる場合もある。特 定の行動パターン・遂行の手順・規則的な並び方・自分好みの方法に強迫的な欲求やこだ わりを見せるため、パターン化した常同行動や反復行動以外の新しい行動や手段を身につ けることが非常に困難である。上記の3つ組以外にも、光・音・味などの知覚刺激への異 常な過敏性やその感覚過敏性に基づくパニック発作が見られることがある¹。

^{1 「}自閉症・アスペルガー症候群(広汎性発達障害: PDD)」 http://www5f.biglobe.ne.jp/~mind/knowledge/biblio/development003.html(2011.11.30)

2. 2. 4 アスペルガー症候群

ハンス・アスペルガーによって最初の症例が発見され、ローナ・ウィングによってアスペルガーの事例研究が再発見され定義された「アスペルガー症候群」は、「知的障害を伴わない広汎性発達障害」とされている。とはいえ、「自閉症スペクトラム」(自閉症と並んで、自閉症の亜型であるアスペルガー症候群、非定型自閉症などを同じ連続線上に位置づける概念で、DSM体系の診断概念の広汎性発達障害とほぼ同義で用いられる)の連続体の一部であり、基本的な行動パターンの特徴は自閉症と一致している。自閉症との最大の違いは、「言葉の遅れや言語機能の著明な障害」が生じにくいことであり、言語的コミュニケーションの障害が比較的軽度で知的障害も併発しにくいという特徴を持っている。しかし、心理面接の状況や診断的な医学臨床の場面では、一見して自閉症スペクトラムと見抜けるような社会性の障害や特定の常同行動への執着を見せていることが少なく、断定的な診断が付きにくい発達障害であると言える。

アスペルガー症候群の特徴としては、以下の3つが挙げられる。第一に、社会性の障害(対 人関係の障害)である。自閉症と比較すると社会性の障害の程度は低いが、集団生活の場面 で「場の空気」が読めず、適切な状況の判断ができないという特徴を持つ。集団生活のル ールや対人関係の礼儀を理解することができず、相手の気持ちに合わせた会話ができない ため、人間関係でトラブルを起こしやすい。悪意なく相手を傷つけるような率直すぎる発 言をしてしまったり、状況に不適切な無礼な振る舞いをして顰蹙を買ってしまったりする。 基本的に、相手を見て態度を変えるような裏表や悪意はほとんどないが、柔軟性に乏しく 場面にふさわしい対応ができない行動パターンである。第二に、言語的コミュニケーショ ンの障害・認知機能の発達障害は軽微である、という点である。自閉症に見られる言葉の 遅れや会話の不能、オウム返しなどはほとんど見られず、語彙の豊富さや表現の難解さで は健常者以上の知的水準を見せることもある。その一方で、記述された文字や発話される 言語を一義的に理解しているため、言語の多義性やメタファー(比喩)、ウィット(機知)、 ユーモア(おかしさ)などを適切に理解することができない。語彙が異常に豊富で、難解な 言い回しを好むアスペルガー症候群の人もおり、その場合には必要以上に回りくどい精密 で細かい表現を使って話す傾向がある。悪い事をして注意されている時などに、一方的に 精密な言葉を駆使して言い訳をしようとしたり、相手の気持ちに一切配慮せず自分の気持 ちや欲求だけをぶつけるコミュニケーションをしたりすることもある。第三に、こだわり 行動への固執性である。自閉症と比較すると、いつも同じ遊びや行動を取ろうとする常同 行動・反復行動への固執性(こだわり)は弱いが、それでもやはり一定の手順でパターン化 された生活リズムを好む傾向が見られる。自己刺激行動への固執は比較的少ないが、生真 面目すぎて硬直的なルールや決まりに従い続けるような頑固さを見せることがある。融通 や応用が効かず臨機応変に振る舞うことが難しい性格特徴パターンと言える²。

2. 2. 5 学習障害(LD)

1980 年代にアメリカのLD合同委員会という機関が作成した、学習障害(LD:Learning

²「自閉症・アスペルガー症候群(広汎性発達障害: PDD)」 http://www5f.biglobe.ne.jp/~mind/knowledge/biblio/development003.html(2011.11.30)

Disorders)についての定義がある。それによると、LDとは「聞く、話す、読む、推理するあるいは計算する能力の習得と使用に、著しい困難を示す様々な群を総称する用語である」ということになる。続けて、「これらの障害は個人に内在するものであり、中枢神経系の機能不全によると推定され、生涯を通して起こる可能性がある」、「感覚障害・精神遅滞・重度の情緒障害といった他の精神状態や、文化的差異・不十分ないし不適切な教育といった外的な影響とともに生じる可能性もあるが、それらの状態や影響の結果ではない」とも記されている(高岡 2007:57)。これらの定義は、どちらかというと教育の分野で用いられているものである。一方、医学の分野でLDというと、指し示す範囲が狭まり、具体的には以下の3つを指す。第一に、読字障害である。これは、年齢や知能から予想される程度に比べて、読みの速度や理解が極端に劣っている場合をいう。第二に、書字障害である。この場合には、鏡文字を書いたり、漢字の偏とつくりを逆にしたりする。しかし、知能や視力が劣っているわけではない。第三に、算数障害である。これは、数の大小や文章題の意味が理解できない場合をいう。

日本では、1999 年に文部省(当時)が「学習障害に関する協力者会議」を開催し、LDを 次のように定義した。

「学習障害とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と活用に著しい困難を示す、様々な障害をさすものである。

学習障害は、その背景として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、その障害に起因する学習上の特異な困難は、学齢期を過ぎるまで明らかにならないこともある。学習障害は、視覚障害、聴覚障害、知的障害(精神遅滞)、情緒障害などの状態や、家庭、学校、地域社会などの環境的な要因が直接の原因となるものではないが、そうした状態や要因とともに生じる可能性はある。また、行動の自己調整、対人関係などにおける問題が、学習障害に伴う形で現れることもある。」(上野 2006:96-97)

LDの予後については、知的レベルと障害の重症度によって左右されると言われているが、基本的には生涯続くと捉える必要がある。

3. 神戸連続児童殺傷事件

1章では少年犯罪について述べた。そこでは、少年犯罪は増加しておらず近年は減少傾向にあること、マスメディアの報道によって「少年犯罪の増加・凶悪化」という印象を抱くようになってしまったことを明らかにした。2章では発達障害について述べ、少年犯罪が発生した際に行われる精神鑑定の結果として頻繁に取り上げられる、いくつかの代表的な障害について概説した。

3 章では、少年による凶悪犯罪の事例として、1997 年に発生した神戸連続児童殺傷事件 について述べる。この事件は、歴史上稀に見る極めて猟奇的で残虐な犯行であるとして、 マスメディアは非常にセンセーショナルな報道を行った。さらに、容疑者として逮捕され たのがわずか 14 歳の少年であったという事実に人々は驚愕し、何が少年を犯罪へと駆り立てたのか、専門家は必死に模索した。

今回発達障害児が引き起こした凶悪犯罪の事例としてこの事件を取り上げたのは、主に以下の 2 つの理由による。一つは、過去の少年犯罪の中で私自身が最も印象に残っているからである。幼い子どもを無差別に次々と殺傷し、2 人の尊い命を犠牲にしたという事実。さらに、殺害した男児の首を切断して校門の前に置くという残虐的な犯行。事件から 15 年経った現在でも、多くの人々の脳裏に焼き付いている事件であろう。もう一つは、神戸連続児童殺傷事件以降、「発達障害は犯罪を引き起こす」という認識が広まったという意味で、「発達障害=犯罪」というラベリングの先駆けとなった事件であると位置づけられるからである。この事件以降、凶悪犯罪を引き起こした少年が発達障害であると診断されるたびに、その障害ゆえに犯罪に手を染めてしまったのだと認識されるようになってしまったのである。

以上の2点より、この事件を事例として取り上げることにした。

3. 1 事件の概要

最初の事件は1997年2月10日の午後に起こった。神戸市須磨区の広場で遊んでいた女子小学生が後ろから頭部を鈍器で殴られ、軽いけがを負った。続いて3月9日の昼、市内の階段で5歳の女の子が若い男に踊り場で突き落とされる事件があった。3月16日の正午過ぎには、市内の小学校の近くで女子小学生2人が相次いで襲われる事件があった。頭部を鈍器で殴られた女の子は1週間後に亡くなり、ナイフで腹部を刺された女の子は全治2週間の重傷を負った。そしてこのおよそ2ヶ月後、日本中を震撼させた男児殺害事件が発生するのである。

5月24日、神戸市須磨区のマンションに住む土師淳君(当時11歳)が、祖父宅へ行くと言って出掛けたまま行方が分からなくなった。ところが、5月27日早朝に、行方不明の淳君の切断された頭部が、市内の中学校の校門の前にさらされているのが通行人によって発見された。耳まで切り裂かれたその口には「酒鬼薔薇」の名で書かれた犯行声明文(第一の挑戦状)が差し込まれていたのである。「挑戦状」にはこのように書いてあった(町沢1997:29-30)。

さあ、ゲームの始まりです

愚鈍な警察諸君、

ボクを止めてみたまえ

ボクは殺しが愉快でたまらない

人の死が見たくて見たくてしょうがない

汚い野菜共には死の制裁を

積年の大怨に流血の裁きを

SHOOLL KILL

学校殺死の酒鬼薔薇

(朝日新聞大阪社会部 1998:231)

SCHOOLの「C」の文字が欠落し、「L」が一つ多く、「KILL」も「KILLE

R | の誤りと思われる(朝日新聞大阪社会部 1998:19)。

その後の捜査の結果、淳君の遺体の残りの部分が近くの通信施設内で発見された。このような、単なる誘拐殺人事件以上に残虐な犯行は、すぐにマスメディアを通して全国に報道された。

- 6月4日には、犯人からの犯行声明文(第二の挑戦状)が神戸新聞社に郵送されてきた。その要点は以下の通りである。
 - イ―報道関係者が"酒鬼薔薇"を"鬼薔薇"と読み違えたことに対する抗議
 - ロ―透明な存在としてのボク(酒鬼薔薇聖斗)を実在する人間として認めてほしい、とい う欲求→自尊欲求
 - ハ―同時に、義務教育と義務教育をつくりだした社会への復讐の欲求
 - ニ―同じ透明な存在である友人からのアドバイス→「価値ある復讐をしたいのなら、殺人を交えて復讐をゲームとして楽しめばよい」と、その実行(殺人ゲームの開始)
 - ホ―ボクが殺しを好きな理由→「殺しの時だけ日頃の憎悪から解放されて安らぎを得る ことができる」また、「他人の痛みのみがボクの痛みを和らげる事ができる」
 - ベーボクのプライドを傷つけることに対する警告及び警察に対する挑発と、犯行続行の 脅し (柴原 1998: 18-19)

この脅しのために、地域住民は不安と恐怖に苛まれる日々を送ることを余儀なくされたのではないだろうか。。

警察による大規模な捜査の結果、6月28日に淳君を殺害した犯人を逮捕するに至った。 意外なことに、逮捕された殺人犯はこれまでマスコミが報道・推定してきた人物(30~40歳、 身長170センチメートル以上のがっちり型)とは似ても似つかない14歳の少年であった。 この事実は全国民を驚愕させ、同時に今日の学校教育や家庭教育についての反省や現行の 少年法の見直しの必要性といった大きな波紋をも呼び起こした。以降、少年犯罪に対する 報道が過熱し、少年犯罪の凶悪化が叫ばれるようになっていく。

土師淳君殺害容疑での少年の取り調べが進むうちに、少年は3月16日の連続通り魔事件の犯行を認めた。また、それ以前の2月10日の事件も自分がやったと自供した。詳しい事情聴取の末、同日午後7時5分、兵庫県警はこの中学3年生の少年を殺人及び死体遺棄の容疑で逮捕した。

以上が、世間を震撼させた神戸連続児童殺傷事件の全容である。

3. 2 精神鑑定結果

専門家によって慎重に精神鑑定が行われ、その結果が発表された。以下がその精神鑑定 結果(概要)である(朝日新聞大阪社会部 1998: 229 - 230)。

非行時、現在ともに顕在性の精神病状態にはなく、意識清明であり、年齢相応の知的 判断能力が存在しているものと判定する。

未分化な性衝動と攻撃性との結合により持続的かつ強固なサディズムがかねて成立しており、本件非行の重要な要因となった。

(中略)

家庭における親密体験の乏しさを背景に、弟いじめと体罰との悪条件の下で、「虐待者にして被虐待者」としての幼時を送り、"争う意志"すなわち攻撃性を中心に据えた、未熟、硬直的にして歪んだ社会的自己を発達させ、学童期において、狭隘で孤立した世界に閉じこもり、なまなましい空想に耽るようになった.

10月17日、加害少年に対する終局審判が行われた。裁判官は、男児殺害事件など一連の非行事実を認定し、少年は「年齢相応の普通の知能を有し、意識も清明である」「性格的に偏りがあったが、心身耗弱ではなかった」として、事件当時に知的判断能力があったとした。その上で、「今後、重い精神障害に至る可能性もあり、熟練した精神科医のもとでの更生が必要」として、医療少年院への送致を言い渡し、少年が十分に更生するまで、長期間の収容を勧告した。

神戸家裁は犯行に至る事情として、少年が幼い頃より弱い者を傷つける行動が目立ち始めたことについて述べ、「両親に厳しくしつけられたことから、家族との結びつきを感じることが薄く、かばってくれた祖母の死の頃から、攻撃的な傾向が出てきた」とした。小学校高学年以降、思春期の性的衝動に攻撃的傾向が結びついたことが犯行の重要な要因になったと指摘。「少年は、自分は他人と違い異常であると落ち込み、生まれてこなければよかった、自分の人生は無価値だと思ったが、この世は弱肉強食の世界であり、自分が強者なら弱者を殺し、支配することができる、などという自己の殺人衝動を正当化する独善的理屈を作り上げていった」としている。。

一連の事件を含め、表面に現れた少年の行動を仮にDSM-IVの基準に当てはめれば、「行為障害」に該当する。

行為障害とは、他人の基本的人権や年齢相応の社会的規範を侵害する行為を反復するもので、具体的には、盗みや傷害など刑法に触れる行為を反復するものをいう(杉山ほか編1999:70-75)。行為障害はADHDの二次障害であると言われており、その前段階として「反抗挑戦性障害」が存在する。この障害は、「自分にとって有益なことであっても反対したり、周囲に対して挑戦・挑発的でかつ反抗的な態度・行動を当然のようにしてしまう」障害である⁴。特に9歳前後で認められ、同年代の子どもの行動範囲の限度を明らかに超えた行動が見られる。行為障害の前駆的な障害という見方もされている。平成12年の斎藤万比古氏らが行った、ADHDをもつ子ども90人を対象とした併存障害に関する調査によると、反抗挑戦性障害と行為障害を「行為障害群」とした場合、その併存率は約70%であることがわかり⁵、かなり高い確率で併存することがうかがえる。また、反抗挑戦性障害は反抗期のような言動や行動が度を越して出てくるもの、とも言われている。ADHDで周りから理解が得られないことで、「自分はダメな人間だ」「誰も理解してくれない」というマイナスの気持ちが、人間不信的行動を引き起こさせる。それには自分自身に対する不信感

http://www.mdd-forum.net/niji04.html

https://www.adhd.co.jp/about/howmany/default.aspx

³ 読売新聞 「医療少年院に長期収容」 1997年 10月 18日

^{4 「}軽度発達障害フォーラム」

⁵ 「ADHD.co.jp」

も含まれており、そういったことでどんなことに対しても反抗的・挑戦的な態度をとるようになるのである。この状態が続くと、今度は法に触れるようなことを起こす可能性が出てきて、「行為障害」に移行する。この自己評価の低さから来る一連のマイナス行動を、「破壊的行動障害マーチ(DBDマーチ)」と呼ぶこともある(大六ほか編 2010:93-95)。

成長とともに反抗挑戦性障害をもつ子どもの問題行動がエスカレートし、万引きなどの触法行為、人や動物に対する過度の攻撃性や暴力、重大な規則違反などが見られると、もはや反抗挑戦性障害ではなく、「非行」とほぼ同義で扱われる「行為障害」となってしまう。行為障害になると、暴力行為などの犯罪に手を染めるようになり、自分の機嫌の赴くままに破壊的活動を行う。ここまで来ると本人が傷つくだけには留まらず、第三者も大勢巻き込んでしまうため、ADHDそのものよりも問題が大きくなってしまいかねない。反抗挑戦性障害からの一連のDBDマーチを持つ子どもは、自分に溜め込んだストレスを発散させるという心理が働いている。また、豊かな情緒が育たない劣悪な環境で育った場合、感情をコントロールする術が正しく身に付かないので、行為障害に至るケースが多い、と考えられている。

3.3 加害少年の生活環境

少年の家庭は、一流企業の社員である父、専業主婦の母、少年、次男(中学2年)、三男(小学6年)の5人家族である。父は温和で真面目な仕事一筋の人間であり、母はかなり積極的な活動家だという。幼少期の少年は人見知りが強かったが、特に手はかからなかった。家族の団結は固く、休日は庭でバーベキューをしたり、近くの池へ魚釣りに行ったりしていた。兄弟関係については、たまに兄弟3人でボール遊びをしている光景が近隣住民に目撃されているものの、それほど弟たちとの交流はなかった。しかし、次第に両親と少年との間には打ち解けた会話はほとんどなくなった。また少年に対する母親のしつけが兄弟3人の中でも特に厳しく、少年は次第に両親、とりわけ母親に対して自己の感情を素直に出さなくなっていった。幼稚園では、「甘えることがない」「注意散漫」と評されたが、母親は「性格だから仕方がないが、強くなってほしい」という思いを抱いていた。

小学校入学後しばらくは、ちょっとおとなしくてやんちゃな子供の一人にすぎなかった。当時、母親は連絡帳にこう記している。「毎日、学校に行くのが楽しくて仕方がないようです。(中略)喜んで毎日行くので安心しています。」。だが同時に、少年の性格についての不安も綴っている。「(息子は)内向的でおとなしい性格ですが、腹を立てると激しい所があります。失敗をすごく嫌うので少し心配です。(中略)思っていることをはっきり言えないので、それを直していきたいと思います。」。しかし、当時の担任教師にはひとつ気になることがあった。それは、宿題や学用品の忘れ物が相次いだため担任教師が注意した際に、「母親には言わないで欲しい」と少年が激しく抵抗したことである。また、少年は学校で担任が近づくだけでビクッと身をこわばらせ、両手を頭の上にかざし、身構えする仕草を見せることがあった。それも一度や二度ではなかった。こうしたエピソードからも、少年に対する母親のしつけは相当厳しく、母親に恐怖心を抱いていたことが窺える。だが、少年の

^{6 「}軽度発達障害フォーラム」

母親に対する感情は屈折していたようである。家裁送致後、次のように語ってもいる。「母は正義感が強くて優しい人です」「母は僕にとってなくてはならない存在です」。3年生頃になると、煙草の煙を口に含んで吐き出したり、公園で新聞紙にマッチで火をつけ、燃え尽きるのを見て遊んだりするなどの問題行動が多発するようになった。その後少年の非行は激しいいじめや万引き、放火へとエスカレートしていく。5年生に進級して間もなく、最愛の祖母が亡くなった。その頃からナメクジやカエルの解剖を始め、やがて性的な衝動と興奮を味わうようになっていく。6年生になると非行はますますひどくなり、周囲は少年の心の内を読み取れなくなっていた。猫を捕まえて解剖するようになるのもこの時期からである。

中学に入学後、少年の問題行動は次第に先鋭化していく。小学生に石を投げ、ナイフで脅したり、自転車のタイヤをパンクさせたりした。また、のこぎり、鎌など刃物類の万引きを繰り返した。こうした問題行動について、少年にはいつも「言い分」があり、決して自分の非を認めようとしなかった。この頃から「息子の性格が中学に入ってからきつくなった」と母親は感じており、いつもイラついているように見えたという。母親は専門医に相談し、そこで少年は「ADHDの疑いがある」と診断された。専門医は母親に「少年の自立性を尊重して、過度の干渉をやめ、ほめて育てましょう」と助言した。この障害は、「小さい頃の体質のようなもの、と寛容に理解することが必要」であると専門家は指摘している。そのことがわからずに、過干渉になったり逆に放任したりすると問題を大きくすることもあるので、親や周囲の人間が愛情を持って子供に接し、プラス面を引き出すことが大切だという。専門医の助言通り干渉を控えたところ、少年は自分で何とかするようになり落ち着きを取り戻したかのように母親は感じていた。その一方で、父親は次第に息子がわからなくなっていった。ただ、「男の子はそんなものだ」という気もあり、それほど少年を心配する様子は見られなかったという(朝日新聞大阪社会部1998:75-116)。

上記のように少年の家庭環境はごく普通であり、一見すると犯罪に繋がりそうな要因は見当たらない。しかし、両親や兄弟との表面上の関係、しつけの厳しさ、過干渉、両親の放任(「性格だから仕方がない」「男の子はそんなものだ」)など、少年の健全な発育にとっては望ましい環境ではなかった、といえる。中でも、少年の異変に感づいているにもかかわらず、放任してしまった事が少年の問題行動をエスカレートさせ、最終的には残虐な事件を発生させてしまう一因へと繋がったと思われる。少年の発達の様々な局面で、周囲は「異変」に気づいていた。だが、有効な手だてが講じられないまま、少年の心の歯車はことごとく負の方向に回ってしまったのである。

少年はかつて専門家にADHDと診断されたことがあった。もちろん、それは「かつて」 診断されたという事実に過ぎず、事件を起こした時の状況とは異なっているかもしれない。 それにもかかわらず、ADHDという言葉だけが独り歩きしてしまい、少年の異常性ばかり盛んに報道された。その結果障害によって犯罪が引き起こされたと誤解されるようになったのである。

また、事件が発生した 1997 年当時は今ほど発達障害の研究が進んでおらず、知識も曖昧な部分が多かった。そのため、発達障害が犯罪を引き起こす要因であると短絡的に結びつけてしまったのであろう。さらに、切断した首を校門の前に置くという残虐極まりない犯

行をわずか 14 歳の少年が行ったという衝撃的な事実に対して、人々が適切な判断が出来たかどうかも甚だ疑問である。マスメディアの情報に踊らされ、事件の表面しか目に入らなかったのも当然だと言える。

4. 発達障害児を「犯罪者」にさせる社会

ここまで、少年犯罪の現状、発達障害、神戸連続児童殺傷事件について述べてきた。こ こから題名にもあるように「発達障害者を『犯罪者』にさせる社会」とはどのような社会 なのか、考察していく。

そもそも、なぜ「発達障害は少年犯罪を引き起こす」という認識が何の根拠もないまま 広まってしまったのか。その契機となったのが、前述した神戸連続児童殺傷事件である。とても 14 歳の少年の犯行とは信じられないような、極めて残虐でかつ挑発・挑戦的な事件であり、社会に大きな衝撃を与えた。少年は精神鑑定の結果「発達障害」であると診断され、医療少年院へと送致されることとなる。この事実をマスコミは競うように報道した。そのため、「これほどの凶悪犯罪を引き起こすのは発達障害だからである」というように人々に理解されてしまったのである。つまり、マスメディアの報道の仕方が人々の誤解に拍車をかけていると言える。視聴者を惹きつけるようなセンセーショナルな内容、インパクトの強い部分を強調しすぎていて、事件の背後に見え隠れする核心部分を見落としている。もっと社会に訴えるべきポイントがあるはずなのに、マスメディアはいかに凶悪な犯罪だったか、そしてその事件を引き起こした加害少年とはどのような人物なのか、など表面的な部分だけを過度に報道している。その結果、彼らに対する偏見を生じさせたり、必要以上の不安感や不信感を植え付けてしまう。

発達障害に対する知識の乏しさも、誤解を招く大きな要因である。「自閉症」「アスペルガー症候群」など言葉自体は耳にしたことがあるものの、実際どういった症状なのか、何が原因なのか、どう接すれば良いのかわからない。私たちは彼らに対する十分な知識を持ち合わせていないまま「普通とは違う」「ちょっと変わった子」と認識して、無意識のうちに排除してはいないだろうか。周囲の理解が乏しいことは当然彼らにも伝わるはずである。誰も自分を理解してくれないと感じた時、それは人間不信、ひいては自分自身への不信感を募らせることに繋がってしまう。この負の感情がエスカレートすると、自分以外の周囲の人間は皆「敵」であるとみなし、何かしらの攻撃を仕掛けてくることが予想される。こうした攻撃が度を越して法に触れるようになった時、いわゆる「犯罪」となるのである。前述の加害少年は、アメリカのホラー映画のビデオを友人に貸した時、「人間が野菜やから殺していいねん」と言ったというで、この少年の発言からも、周りの人間に対して何らかの敵対心を抱いていたことが窺える。

また、たとえ彼らの障害を十分理解したとしても、その障害を受け入れ、支援する環境が整っていない社会自体にも大きな問題がある。「障害」とは、「出来ない」ことではなく、

⁷ 読売新聞 「周りの人間すべて『野菜』」 1997年7月1日

「出来なくさせられる」ことである(障害の「社会モデル」)。人とは違うハンディを持っていること自体は障害ではない。そのハンディを受け入れてもらえない社会にいることで行動を制約されてしまうことが「障害」なのである。これを発達障害に即して言い換えると、「発達障害そのもの」は障害ではない。それを社会に受け入れてもらえないことで何らかの生きにくさを感じてしまうことが「障害」なのである。少年は、「自分は人とは違う、異常である」という漠然とした不安感、劣等感を抱いていた。しかし、厳格な母親、放任的な父親の前でその不安を吐き出すことは出来なかったという。こうした感情が抑圧される環境で育った少年は、次第にSOSを心の内に溜め込むようになっていったのだろう。そしてそのストレスが限界を超えてしまったことで、今回の悲惨な事件を引き起こしてしまったと考えられる。もし、周囲の大人が少年の「異変」を理解し、受け入れていたとすれば、このような残虐な事件は起こらなかったかもしれない。

発達障害の全般的な特徴として、コミュニケーション能力が低いということが挙げられる。2章で紹介したADHD、自閉症、アスペルガー症候群、LDのいずれもコミュニケーションに関して大きな障害がある。ひとつの作業に熱中しすぎて周りが見えなくなったり、自分の主張だけを繰り返して相手の意見に耳を貸さない、など対人スキルが極めて低いのが特徴である。そのため周囲には、話が噛み合わない、人の話を聞かない、何を考えているのか理解できないというような印象を与えてしまう。その結果彼らに対する不信感が増大し、最終的には「何をしでかすかわからない」といった印象を持たれてしまうこともありうる。彼らのコミュニケーションの取り方には独特な部分があり、周囲とうまく馴染めないということが少なくない。そのために人間関係に歪みが生じ、犯罪に手を染めてしまうなどの二次障害を招く危険性もある。言い換えると、コミュニケーションの齟齬から生じる二次障害が、「結果として」発達障害と少年犯罪とを結びつけてしまっているだけであると言える。そしてその齟齬は、周囲の環境次第でかなり軽減できるはずである。彼らのコミュニケーションの特殊性を理解し、それに見合った対応を取ることができれば、人間関係によるトラブルは軽減できるはずである。

おわりに

2005年に施行された発達障害者支援法や2007年から本格的に実施された特別支援教育など、近年発達障害に関して様々な取り組みが試みられており、少年犯罪においても発達障害を視野に入れた処遇が期待されるようになっている(藤川 2010:194)。しかし、発達障害についての社会の認識はまだ十分とは言えない。発達障害児を「犯罪者」にさせないためには、彼らに「障害」を感じさせないような社会へと変革させることが重要である。そのために、まずは「発達障害」という障害を十分に理解し、彼らのありのままを受け入れ、場合によっては支援できる環境を整えることが必要である。そして、「発達障害=犯罪を引き起こしやすい」という根拠のない認識を改め、同時に発達障害に対する差別や偏見を撤廃すること。こうした周囲の環境の変化によって、彼らの「自分は障害者である」という周囲からの見えない圧力も軽減される。その結果、今まで見失いつつあった自分自身の存

在価値を再び見出すことができる。

もう一つは、マスメディアからの情報を鵜呑みにしないことである。発達障害と診断を 受けた少年による犯罪が報道されると、その障害ゆえに犯罪を引き起こしたのだと短絡的 に考えられがちである。しかし、少年犯罪はひとつの要因だけで起こるものではない。複 合的な要因が絡み合って相乗的に作用し、ひとつの事件へと繋がってゆく。そのため、必 ずしも発達障害が直接的な要因とは断言できない。マスメディアが事件の表面的な部分だ けでなく、その背景についても正しく報道することで、視聴者も誤って認識することを予 防できるのである。

発達障害が少年犯罪を引き起こすわけではない。極論するとそう言えるが、世間を震撼させるほどの凶悪犯罪が発生した時、私たちはどうしても何らかの障害があるのではないかと疑ってしまう。なぜなら、その障害を犯罪の要因とすることで(障害のない)自分とは無関係だと思い安心できるからである。しかし、それではいつまでも少年犯罪を撲滅することは不可能である。私たちに出来ることは、発達障害をもっと身近な障害として捉え、彼らを理解しようとする姿勢を見せること、そして彼らのありのままを肯定することである。そうした周囲の働きかけによって、発達障害についての正しい知識が浸透してゆく。私たちに出来ることは微々たる努力かもしれない。しかし、何もしないで見て見ぬふりをするよりは、多少なりとも彼らの「障害」は軽減されるのではないだろうか。

今回の論文の執筆にあたり、「はじめに」で述べた犯罪へとつながる可能性のある危険因子を特定しきれなかったことが、最大の反省点である。結論として、周囲の環境、もっと大きく言えば社会自体に犯罪を助長する要因がある、と締めくくった。しかし、少年自身に全く責任がないわけではない。発達障害であっても生涯犯罪に手を染めない人は大勢いる。そういった人々との違いとは一体何なのか。この問いに対する明確な答えを導き出すことができなかった。そこで、発達障害+αの部分を今後の研究課題としたい。

引用参考文献

朝日新聞大阪社会部,1998,『暗い森 神戸連続児童殺傷事件』朝日新聞社

鮎川潤,2001,『少年犯罪 ほんとうに多発化・凶悪化しているのか』平凡社新書

石井小夜子,2001,『少年犯罪と向き合う』岩波新書

太田昌孝, 2006, 『発達障害』日本評論社

草薙厚子、2006、『少年A 矯正 2500 日全記録』文藝春秋

小島道生・別府哲編著,2010,『「自尊心」を大切にした高機能自閉症の理解と支援』有斐閣 鈴木哲,2009,『発達障害 うちの子がヘンと言われたら』講談社

柴原貞夫,1998,『少年A、なぜ精神は壊れたのか 「神戸事件」犯人にみる心の軌跡と真の犯行動機』日本文芸社

「少年Aの父母」,1999,『「少年A」この子を生んで… 父と母悔恨の手記』文藝春秋

杉山雅彦・宮本信也・前川久男編著, 1999, 『発達障害の理解と援助』コレール社

大六一志・丹野義彦・東條吉邦編著,2010,『発達障害の臨床心理学』東京大学出版会

高岡健, 2001, 『孤立を恐れるな!もう一つの「十七歳」論』批判社

高岡健,2007、『やさしい発達障害論』批判社

高岡健,2009,『発達障害は少年犯罪を引き起こさない』明治書店

法務省,2011,『犯罪白書(平成23年度版) 少年・若年犯罪者の実態と再犯防止』

藤川洋子,2008, 『発達障害と少年非行 司法面接の実際』金剛出版

藤川洋子, 2010, 『非行と広汎性発達障害』日本評論社

町沢静夫,1997,『壊れた14歳 神戸小学生殺害犯の病理』WAVE出版

読売新聞, 1997 年 6 月 29 日・7 月 1 日・7 月 2 日・7 月 4 日・10 月 2 日・10 月 18 日

「ADHDガイド~注意力欠陥・多動性症候群のすべて~」

http://adhd-check.net/child-obstacle/resistance.html (2012.11.24)

「軽度発達障害フォーラム 二次障害・併存障害」

http://www.mdd-forum.net/niji04.html (2012.11.24)

「自閉症・アスペルガー症候群(広汎性発達障害: PDD)」

http//www5f.biglobe.ne.jp/~mind/knowledge/biblio/development003.html (2012.11.11)

「ADHD. co. jp」

https://www.adhd.co.jp/about/howmany/default.aspx(2013.1.10)

文部科学省「主な発達障害の定義について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/004/008/001.htm (2012.11.02)

ETV特集「永山則夫 100 時間の告白~封印された精神鑑定の真実~」(2012.10.14)

図表

表1-1 少年・若年者による一般刑法犯等 検挙人員・人口比の推移

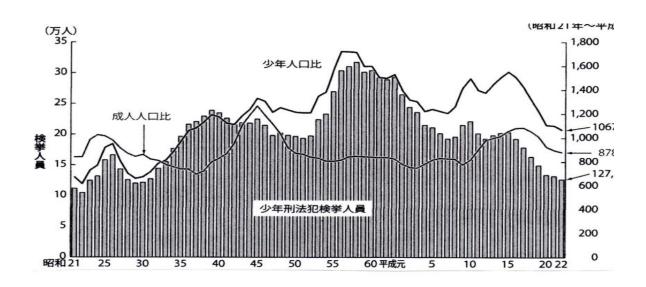
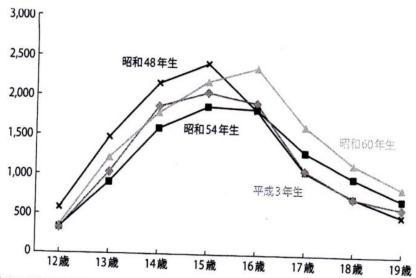


表 1-2 非行少年率の推移



- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。

 - 1 智奈JJの駅町及U総務省駅町周の八口具料による。 2 年齢は犯行時であり、また、検挙時に20歳以上であった者を除く。 3 「非行少年率」は、それぞれの年齢の者10万人当たりの一般刑法犯検挙(補導)人員をいう。